

技能労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年12月25日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第44号

技能労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則

(技能労務職員の給与等に関する規則の一部改正)

第 1 条 技能労務職員の給与等に関する規則（昭和34年新潟県規則第61号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(格付及び給料の支給) 第 4 条 (略) 2 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員の給料月額については、前項の規定にかかわらず、一般職員給与条例第 7 条第 2 項の規定の例によるものとする。この場合において、同項中「当該定年再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前項の規定により当該定年再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額」とあるのは、「 <u>23万4,862円</u> 」とする。	(格付及び給料の支給) 第 4 条 (略) 2 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員の給料月額については、前項の規定にかかわらず、一般職員給与条例第 7 条第 2 項の規定の例によるものとする。この場合において、同項中「当該定年再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前項の規定により当該定年再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額」とあるのは、「 <u>22万7,500円</u> 」とする。

第 2 条 技能労務職員の給与等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第 3 条関係)

技 能 労 務 職 給 料 表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	198,200	240,400	260,400	276,300	309,800
2	199,900	241,200	261,300	277,300	311,300
3	201,600	242,000	262,200	278,300	312,700
4	203,300	242,700	263,100	279,300	314,100
5	205,000	243,400	264,100	280,300	315,500
6	206,700	244,100	265,000	281,300	316,600
7	208,300	244,900	266,000	282,200	317,600
8	209,900	245,600	266,900	283,200	318,800
9	211,500	246,400	267,800	284,200	320,000
10	213,000	247,100	268,600	285,200	321,600
11	214,500	247,800	269,300	286,200	323,200
12	215,900	248,400	269,700	287,200	324,800
13	217,300	249,100	270,300	288,200	326,200
14	218,800	249,500	270,700	289,500	327,800
15	220,300	250,000	271,100	290,800	329,400
16	221,800	250,400	271,500	292,000	331,000
17	223,200	250,900	271,900	293,200	332,400

18	224, 600	251, 300	272, 400	294, 500	334, 100
19	226, 000	251, 800	272, 900	295, 700	335, 700
20	227, 400	252, 200	273, 500	296, 900	337, 300
21	228, 800	252, 500	274, 200	297, 900	338, 700
22	229, 800	252, 800	274, 800	299, 100	340, 400
23	230, 900	253, 100	275, 400	300, 300	342, 100
24	232, 000	253, 400	276, 200	301, 600	343, 700
25	233, 000	253, 900	277, 000	302, 900	344, 900
26	233, 800	254, 400	277, 700	303, 900	346, 800
27	234, 700	254, 800	278, 200	304, 900	348, 500
28	235, 500	255, 300	278, 900	305, 900	350, 100
29	236, 400	255, 800	279, 700	307, 000	351, 600
30	237, 200	256, 300	280, 400	308, 200	353, 200
31	238, 000	256, 700	281, 100	309, 300	354, 800
32	238, 800	257, 100	281, 700	310, 500	356, 400
33	239, 600	257, 400	282, 400	311, 600	358, 100
34	240, 100	257, 900	283, 100	312, 900	359, 900
35	240, 600	258, 400	283, 800	314, 200	361, 700
36	241, 100	258, 800	284, 400	315, 500	363, 500
37	241, 700	259, 200	285, 000	316, 700	365, 000
38	242, 200	259, 700	285, 700	318, 000	366, 400
39	242, 700	260, 100	286, 300	319, 300	367, 800
40	243, 200	260, 500	286, 800	320, 600	369, 200
41	243, 700	260, 900	287, 200	321, 900	370, 700
42	244, 000	261, 300	287, 700	323, 100	371, 500
43	244, 300	261, 800	288, 100	324, 400	372, 400
44	244, 700	262, 100	288, 500	325, 500	373, 400
45	245, 100	262, 400	289, 000	326, 400	374, 300
46	245, 500	262, 800	289, 500	327, 700	375, 400
47	245, 900	263, 200	290, 000	329, 000	376, 300
48	246, 300	263, 500	290, 300	330, 300	377, 300
49	246, 600	263, 900	290, 700	331, 400	378, 200
50	246, 900	264, 300	291, 100	332, 700	378, 900
51	247, 200	264, 600	291, 500	333, 900	379, 600
52	247, 500	264, 900	292, 000	335, 100	380, 200
53	247, 700	265, 300	292, 300	336, 400	380, 600
54	248, 000	265, 600	292, 700	337, 400	381, 200
55	248, 300	265, 900	293, 200	338, 500	381, 800
56	248, 600	266, 300	293, 700	339, 600	382, 500
57	248, 800	266, 600	294, 100	340, 300	382, 800
58	249, 100	266, 900	294, 700	341, 200	383, 500

59	249, 400	267, 200	295, 200	341, 900	384, 200
60	249, 600	267, 500	295, 800	342, 700	384, 800
61	249, 800	267, 800	296, 400	343, 500	385, 100
62	250, 100	268, 100	296, 900	343, 900	385, 600
63	250, 400	268, 400	297, 500	344, 400	386, 200
64	250, 600	268, 700	298, 000	345, 100	386, 800
65	250, 800	268, 900	298, 500	345, 900	387, 100
66	251, 100	269, 200	299, 000	346, 600	387, 700
67	251, 400	269, 500	299, 500	347, 300	388, 400
68	251, 600	269, 700	300, 000	347, 900	389, 000
69	251, 800	269, 900	300, 400	348, 400	389, 400
70	252, 100	270, 200	300, 800	349, 000	389, 900
71	252, 400	270, 500	301, 200	349, 500	390, 500
72	252, 600	270, 700	301, 600	350, 100	391, 000
73	252, 800	270, 900	302, 000	350, 400	391, 500
74	253, 100	271, 200	302, 300	350, 900	392, 100
75	253, 400	271, 500	302, 700	351, 200	392, 500
76	253, 600	271, 700	303, 100	351, 600	392, 800
77	253, 800	271, 900	303, 500	352, 000	393, 200
78	254, 100	272, 200	303, 900	352, 500	393, 700
79	254, 400	272, 500	304, 300	353, 000	394, 100
80	254, 600	272, 700	304, 700	353, 500	394, 500
81	254, 800	272, 900	305, 000	353, 800	394, 900
82	255, 100	273, 200	305, 500	354, 200	395, 400
83	255, 300	273, 500	305, 900	354, 600	395, 800
84	255, 600	273, 700	306, 400	355, 000	396, 200
85	255, 800	273, 900	306, 700	355, 300	396, 500
86	256, 000	274, 100	307, 200	355, 700	397, 000
87	256, 300	274, 400	307, 700	356, 100	397, 400
88	256, 600	274, 700	308, 000	356, 500	397, 800
89	256, 800	274, 900	308, 400	356, 700	398, 100
90	257, 100	275, 100	308, 900	357, 100	398, 600
91	257, 400	275, 400	309, 400	357, 500	399, 000
92	257, 600	275, 600	309, 900	357, 900	399, 400
93	257, 800	275, 900	310, 200	358, 100	399, 700
94	258, 100	276, 200	310, 600	358, 400	
95	258, 400	276, 500	311, 000	358, 800	
96	258, 600	276, 700	311, 500	359, 100	
97	258, 800	276, 900	311, 900	359, 400	
98	259, 100	277, 200	312, 300	359, 800	
99	259, 400	277, 400	312, 600	360, 200	

100	259,600	277,700	312,900	360,600
101	259,800	277,900	313,200	361,100
102	260,100	278,100	313,600	361,500
103	260,400	278,400	313,900	361,900
104	260,600	278,700	314,300	362,300
105	260,800	278,900	314,600	362,800
106		279,100	315,000	363,200
107		279,400	315,400	363,500
108		279,600	315,600	363,800
109		279,900	315,800	364,200
110		280,200	316,100	
111		280,500	316,400	
112		280,700	316,600	
113		280,900	316,800	
114		281,200	317,100	
115		281,400	317,400	
116		281,600	317,600	
117		281,900	317,800	
118		282,200	318,100	
119		282,500	318,400	
120		282,700	318,600	
121		282,900	318,800	
122		283,100	319,100	
123		283,400	319,400	
124		283,700	319,600	
125		283,900	319,800	
126		284,100	320,100	
127		284,400	320,400	
128		284,700	320,600	
129		284,900	320,800	
130		285,100		
131		285,400		
132		285,700		
133		285,900		
134		286,100		
135		286,400		
136		286,700		
137		286,900		

備考 この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額に100分の99.56を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を給料月額とする。

(技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第3条 技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（令和5年新潟県規則第3号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
附 則 1 (略) (暫定再任用職員の給料月額) 2 技能労務職員の給与等に関する規則第2条に規定する職員（以下「技能労務職員」という。）に対する職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和4年新潟県条例第31号。以下「職員定年改正条例」という。）附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第6条第2項又は市町村立学校職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、一般職の職員の給与に関する条例第6条第3項又は市町村立学校職員の給与に関する条例第5条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額」とあるのは「<u>23万4,862円</u>」と、同条第2項中「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額又は市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する」とあるのは「当該暫定再任用職員の1週間当たりの勤務時間を当該暫定再任用職員の1週間当たりの通常の」と、同条第3項中「当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第6条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額又は市町村立学校職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定	附 則 1 (略) (暫定再任用職員の給料月額) 2 技能労務職員の給与等に関する規則第2条に規定する職員（以下「技能労務職員」という。）に対する職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和4年新潟県条例第31号。以下「職員定年改正条例」という。）附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第6条第2項又は市町村立学校職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、一般職の職員の給与に関する条例第6条第3項又は市町村立学校職員の給与に関する条例第5条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額」とあるのは「<u>22万7,500円</u>」と、同条第2項中「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額又は市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する」とあるのは「当該暫定再任用職員の1週間当たりの勤務時間を当該暫定再任用職員の1週間当たりの通常の」と、同条第3項中「当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第6条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額又は市町村立学校職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定

再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する」とあるのは「 <u>23万4,862円</u> に、当該暫定再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の」とする。	再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する」とあるのは「 <u>22万7,500円</u> に、当該暫定再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の」とする。
3 (略)	3 (略)

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、第1条及び第2条の規定による改正後の技能労務職員の給与等に関する規則（以下「改正後の技能労務職員給与等規則」という。）並びに第3条の規定による改正後の技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（以下「改正後の令和5年改正規則」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の技能労務職員給与等規則又は改正後の令和5年改正規則の規定を適用する場合においては、第1条及び第2条の規定による改正前の技能労務職員の給与等に関する規則の規定に基づいて支給された給与又は第3条の規定による改正前の技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の技能労務職員給与等規則の規定による給与又は改正後の令和5年改正規則の規定による給与の内払とみなす。

(施行細則)

- 3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号）第2条に規定する職員の例による。